

大阪瓦斯株式会社 定款

(2022年6月28日 最終改定)

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、大阪瓦斯株式会社と称し、英文では OSAKA GAS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ガス事業、エネルギー資源の採取に関する事業、エネルギートレーディング事業、電気事業、再生可能エネルギー・水素に関する事業、熱供給事業その他のエネルギーに関する事業
- (2) エネルギー関連製品・産業ガスの製造、加工、輸送及び販売に関する事業並びに冷熱利用に関する事業
- (3) 住宅用・業務用・工業用設備機器、自動車、建築資材の製作、販売、リース、保守及び管理に関する事業並びにエネルギーサービス、生活関連サービスに関する事業
- (4) 環境保全のための装置の設計、製作、販売及び土壌の再生処理に関する事業並びに植林事業
- (5) 土木・建築・電気・管・機械器具設置の工事に関連する設計、監理及び施工に関する事業その他のエンジニアリングに関する事業
- (6) 炭素材・活性炭・保存剤・光学電子機器用材料等の化学工業製品の製造及び販売に関する事業
- (7) 都市開発に関する事業、不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び関連サービスに関する事業並びに不動産投資顧問業
- (8) 電気通信事業、情報の処理・提供サービス業、出版業並びにコンピューター・コンピューターソフトウェアの製作、販売及び賃貸に関する事業
- (9) 警備防災に関する事業
- (10) 料理教室・高齢者用住宅・介護施設の経営、スポーツ教室の運営、介護サービス事業、飲食店業、旅行業法に基づく旅行代理店業、総務・人事・経理・庶務等の事務処理アウトソーシング事業及び労働者派遣事業
- (11) 船舶貸渡業及び海上運送業
- (12) 割賦購入斡旋業及び金融業
- (13) 損害保険代理店業及び生命保険募集事業
- (14) 前各号に附帯又は関連する調査、研究及びコンサルティング業
- (15) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数等)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

- 2 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、当社においては取り扱わず、株主名簿管理人に委託する。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は定款の他、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会開催の時期)

第11条 定時株主総会は、毎年6月に開催する。

- 2 前項の他、必要があるときは、臨時株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(議決権の代理行使等)

第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会に出席させ、議決権を行使させることができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、法令に定めるところに従い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。但し、取締役及び監査役を選任するときは、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席しなければならない。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 17 条 取締役の員数は、15 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役等)

第 19 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、会長及び社長各 1 名を選定することができる。

3 取締役会は、その決議によって、代表取締役以外の業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、その議長となる。会長に事故があるときは、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。

2 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することができる。

3 前項の規定は、取締役全員及び監査役全員の同意がある場合に、招集手続を経ないで取締役会を開催することを妨げない。

(取締役会の決議)

第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第 370 条の規定によって、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役の全員が同意し、かつ監査役が異議を述べなかったときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(社外取締役との責任限定契約)

第 22 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 23 条 監査役の員数は、5 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 24 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総

会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 25 条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 26 条 監査役会を招集するには、会日の 3 日前までに、各監査役に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することができる。

2 前項の規定は、監査役全員の同意がある場合に、招集手続を経ないで監査役会を開催することを妨げない。

(監査役会の決議)

第 27 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(社外監査役との責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 30 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当(期末配当という。)をすることができる。ただし、当社は、感染症の流行又は天災地変の発生等により株主総会の決議によることが困難な場合に限り、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって期末配当をすることができる。

2 当社は、会社法第 454 条第 5 項に定める取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当(中間配当という。)をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 31 条 剰余金の配当が、支払い等の開始の日から 10 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払い等の義務を免れるものとする。